

平成 23 年(ワ)第 1291 号, 平成 24 年(ワ)第 441 号, 平成 25 年(ワ)第 516 号,
平成 26 年(ワ)第 328 号 伊方原発運転差止請求事件

2015 年 2 月 10 日

松山地方裁判所民事第 2 部 御中

意見陳述書

原告 益田 紀志雄

私は松山市桑原に住んでいます益田紀志雄です。1940 年 12 月 15 日生まれで、今年 75 歳になります。現在は医師として松山市祝谷にあります、入所定員 100 名の介護老人保健施設（通称 老健施設）道後ベテルホームに勤務しています。

私は広島に生まれました。1945 年 8 月 6 日の広島原爆被爆の時は 4 歳でした。私は 5 人兄弟の末っ子で、3 歳上の姉と、6 歳上の兄と一緒に広島県高田郡という所に疎開していて被爆死を免れました。

自宅は爆心地から 2km 以内であって、火災は免れたものの、爆風で二階部分はどこかへふっとび、家の中はめちゃめちゃになったようで、あの日広島に居たら助からなかったと思います。そのことは私がかんりの年齢になるまで意識することはありませんでしたが、年をとる程にそのことを強く意識するようになりました。

私は 1966 年に大学を卒業して医師になりました。日本に原子力発電所が計画されたり建設されはじめた時期だと思いますが、当時は原発に対してそれほど強い関心はありませんでした。ただ、ことばでは言い表わしにくいのですが、生理的な拒否反応というか、嫌悪感のようなものがあって、あんなものを作らなければいいのに、というような思いがありました。

1975 年、私は松山赤十字病院に赴任するために松山へ来ました。その時すでに、我国初の原発訴訟であります伊方原発 1 号炉の裁判がはじまっていたましたが、直接裁判に関わるということはありませんでした。その後いろいろ学習する中で、原発の危険性や、原爆と原発が本質的には同じものであることなどを認識するようになりました。

原発でのトラブルのニュースや新聞記事なども関心をもって読むようになった中で、1991 年だと思いますが、関西電力美浜原発 2 号炉で、定期点検で異常なしとされた健全な細管が破断して、放射能を含む一次冷却水が大量に二次系へ流出したというニュースを聞き、新聞記事を読みました。

それまでも1970年代には米国スリーマイル島の原発事故、1980年代にはチェルノブイリの原発事故があり、そしてこの度の東京電力福島第一原発の事故というように、10年から20年に一度、重大な原発事故がおこっています。

チェルノブイリの原発事故のあと、専門家のお話の中で、あの事故は専門家でも万に一つもおこり得ないと考えていたということを知った記憶があります。政治家や専門家と言われる人たちが、どうして過去の歴史から学んでくれないのかと悲しいです。

ここでもう一度、先の美浜原発の事故の新聞記事に戻ります。定期点検で異常なしとされた直後に細管の破断がおこったということは、もし、原発建設時に溶接工の技術が拙劣で、溶接が不十分な所があったら、新品の原発でも細管の破断はおこり得るということではないでしょうか。また、新聞は「世界中の加圧水型炉でも同じような事故が起きる可能性がでてきた」と書いていますが、同じような事故が起きる可能性ははじめから指摘されていたことですし、また、「定期点検のあり方が問われることになった」と書いています。しかし、問われているのは定期点検のあり方などではなく、原発の存在そのものではないのか、と思うのであります。さらに新聞は「より微細な傷まで見つけられる検査方法の開発を急ぐ必要がある」と書いていますが、これは技術万能主義の、人間の奢りではないでしょうか。

福島では今も放射能レベルの高い中で生活せざるを得ない方が大勢おられると聞いています。文部科学省は事故後、小・中学生が戸外で活動できる範囲を年間20ミリシーベルトと発表して、日本国内だけでなく、世界中から批判されましたし、福島県は避難先からの帰還の基準を年間5ミリシーベルトとしているようです。

私どもの仕事場であります病院の中では、放射線を扱う場所を“放射線管理区域”として、厳重に管理する義務があります。そこでは飲食はもちろん禁止ですし、「注意」の標識と共に「指示があるまで立ち入らないでください」「妊娠している可能性のある方は申し出てください」などの注意事項が掲示してあります。それと同じような或いはそれ以上の放射能レベルのところで住民を、ましてや放射能の影響を受けやすい子どもたちを生活させるというようなことは人道上許されないと思います。

また、被曝の問題では原発で働く作業員の被曝があります。定期点検や日常のトラブルの際、多くの作業員が放射能レベルの高い区域で作業していると聞いています。そのほとんどが幾重にも及ぶ下請の作業員で、後に癌などの病気で亡くなる人があっても、被曝との因果関係はほとんど証明できませんから、誰も責任を取らないということになります。この被曝の問題も人道上許されないことだと思います。

現在、各自治体で原発事故にそなえての避難計画が立てられているようですが、福島第一原発の事故で経験したように、放射能汚染に関しては多数の住民を短時間に避難させることは困難で、ましてや高齢者や障がいのある人、いわゆる災害弱者を共に

避難させるなどとうてい無理なことです。例えば私が勤務しています道後ベテルホームでは、約100名の入所者のほとんどがストレッチャー或いは車イスで搬送しなければならない重度障がいの高齢者ですから、その人たちを長距離避難させるためには多くの車輛と人手を要し、實際上不可能なことです。その意味でも災害の元を断つこと、即ち、原発をただちにやめるのが最良確実な方法であると言わざるを得ません。

最後に、戦後の反核運動を中心的に指導された、元広島大学教授・故 森滝市郎（いちろう）先生の文章の一部を引用させていただいて、私の意見陳述を終わりたいと思います。森滝先生は、私が子供の頃、いかなる国が核実験をした時でも、原爆慰霊碑の前で坐りこみをされ、その写真を新聞で拝見して子供ながらに尊敬の念を抱いていた方です。なお、森滝先生の令嬢、森滝春子さんは当裁判の原告の一人であります。

1979年に発行された本に寄せられた「核なき未来を——核絶対否定の道」から、そのごく一部を引用させていただきます。

「私が両親からもらった二つの眼（まなこ）で見た最後のもの、それは一瞬世界を包んだように思われた青白い閃光、ピカであった。その瞬間一眼を失ったので、私は後半生を残る一眼に託して生きてきた。しかし、失った眼（まなこ）の暗黒のゆえに私は核の時代をみつめつづけてきたのである。（中略）私は敢えて空想する、スリーマイル島原発二号がやがて廃炉として厚いコンクリートに塗りこめられて核時代の巨大な墓標の第一号となる日のことを。日本の美しい海に臨んでその偉容をほこる原発が廃炉となってその場でそのまま厚く厚くコンクリートに塗りこめられて核の墓標となる日のことを。核の軍事利用も平和利用をも絶対に否定して核なき未来を創るより外に人類生存の道は残されていない。現下の核情勢をみつめる時、核と人類はとうてい共存できないと見定める外なく、核が人類を否定するか、人類が核を否定するかの関頭（かんとう—わかれめ—）に立つ時、私たちは核絶対否定の道を進む外はないのである。」以上です。

福島第一原発の事故処理が何も進まない中で、原発の再稼働、原発の建てかえ、原発の輸出を進めようとしている国の方針は絶対に間違っています。

以上で私の意見陳述を終わります。ありがとうございました。